

みえの県産品ネット販売緊急応援事業に係るポータルサイト作成 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

公益財団法人三重県農林水産支援センター（以下、「支援センター」という。）が実施するみえの県産品ネット販売緊急応援事業で募集する県内農林水産業者等の販売サイトを取りまとめるポータルサイトを作成するにあたり、その事業者（ベンダー）を公募型プロポーザル（企画提案方式）により選定することについて、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

「みえの県産品ネット販売緊急応援事業にかかるみえの農林水産応援サイト構築業務」

(2) 契約内容

①みえの農林水産応援サイトの構築

「みえの県産品ネット販売緊急応援事業」により新たに販売サイトを構築した県内農林水産業者等並びに、すでに販売サイトを構築している同業者等の販売サイトをとりまとめ、一括して紹介する「みえの農林水産応援サイト」を構築する。

サイトの運用開始予定日は、令和2年6月1日（月）とする。

なお、このサイトが求めるものとして、買いたいものが絞り込める検索機能、サイトを見て飽きさせない工夫、購買意欲を刺激する工夫、掲載業者等の追加時や修正時のメンテナンス性等を考慮するものとする。

②みえの農林水産応援サイトの運営サポート

三重県農林水産支援センターが管理運営する応援サイト運営に対する技術的サポートを行う窓口を設置し、また同サイトのPR、周知を行う。

なお、上記①の事業同様に、買いたいものが絞り込める検索機能、サイトを見て飽きさせない工夫、購買意欲を刺激する工夫、掲載業者等の追加時や修正時のメンテナンス性を考慮するものとする。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日

(4) 見積限度額

1,000千円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

但し、契約期間中の保守料を含む。

3 事業者の応募方法

公募型とする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、過去に地方公共団体等に同等のサイト作成等の提供実績がある事業者とし、次の要件を満たすこと。

(1) 過去1年間に、三重県より指名停止措置が行われていないこと。

(2) 本プロポーザルの実施周知の日以降に、破産法に基づく破産手続き開始の申し立て、民事

再生法に基づく再生手続き開始の申し立て又は会社更生法に基づく再生手続き開始の申し立てのいずれの申し立てもされていないこと。

- (3) 提案するサイトの作成については、自ら作成したものであること。
- (4) 支援センターが一部準用する「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(別紙1)に適合していること。

5 問い合わせ及び提案書等の提出先

公益財団法人三重県農林水産支援センター 総務・担い手支援課 (稲葉、上村)

〒515-2316 三重県松阪市嬉野川北町530

TEL 0598-48-1226 FAX 0598-42-8221

E-mail info@aff-shien-mie.or.jp

6 選定スケジュール (予定)

年 月 日	項 目
令和2年4月30日(木)	募集案内、公募開始
令和2年5月1日(金)～13日(水)	質疑応答
令和2年5月13日(水)午後5時	参加申込書提出〆切、参加事業者決定
令和2年5月15日(金)	プレゼンテーション及び選定委員会
令和2年5月18日(月)	審査結果通知・委託契約

7 プロポーザルに関する質問

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問がある場合は、その内容を書面(様式は不問)にし、令和2年5月13日(水)午後5時までに、電子メールにて提出すること。

なお、質問の件名は、「三重県農林水産支援センターみえの農林水産応援サイト作成に関する質問(事業者名)」とすること。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和2年5月13日(水)までに全質問内容を取りまとめ、すべての質問提出事業者に対し、電子メール(質問書に記載された電子メールアドレス宛)で回答する。

8 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、別紙「みえの県産品ネット販売緊急応援事業にかかるみえの農林水産応援サイト構築業務仕様書」を確認のうえ、下記により関係書類を作成し、提出すること。

(1) 参加申込書等提出書類

次の書類(各1部)について、令和2年5月13日(水)午後5時までに、持参、郵送若しくは宅配便により提出(必着)すること。

- ① 参加申込書(様式1)

- ② 会社の概要（様式任意）
 - ③ 商業・法人登記簿謄本の写し
 - ④ 国税、県税等を滞納していないことを証明する書類
（直近事業年度の納税証明書の写し等）
 - ⑤ 業務実績調書（様式2）
 - ⑥ 提案サイトの概要（カタログ程度のもので可）
- (2) 参加事業者の決定
- 支援センターは、事業者から提出のあった参加申込書等を審査のうえ、参加事業者を決定し、令和2年5月13日（水）までに参加申し込みのあった事業者に対し、参加事業者決定通知（様式3）により参加の可否を連絡する。
- (3) 企画提案書等提出書類
- 参加事業者決定通知を受理した事業者は、次の書類について、正本1部と副本6部をそれぞれ製本し、令和2年5月13日（水）午後5時までに、持参、郵送若しくは宅配便により提出（必着）すること。
- ① 企画提案書（様式任意）
*作成要領は特に定めないが、本サイトの機能及び提供するサービス、サポート体制のアピールポイント、サイト運用開始までの具体スケジュール、各工程等における具体的な進め方・提案者と支援センターの役割分担、カスタマイズへの対応、必要に応じた改修、個人情報保護・機密保持等に関する考え方については必ず記載すること。
 - ② 経費見積書（様式任意）
*見積価格には、必ず内訳（項目任意）を記載すること。
- (4) 提出書類の取扱い
- ① 提出された書類は、審査の結果に関わらず一切返却しない。
 - ② 提出期限後において、書類の追加・変更等は認めないものとする。
但し、支援センターは、審査に必要と認められる場合は資料の追加を求めることができる。
 - ③ 提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り、必要に応じて複写する場合がある。

9 事業者の選定・審査方法

支援センター職員及び三重県職員で構成する選定委員会において、企画提案書等の内容について審査を行う。

審査は、提出された企画提案書とプレゼンテーション（質疑を含む）の内容について、次の審査・評価項目に基づき総合的に判断し、審査結果（得点）を集計後、協議により最高得点者を第一優先交渉権者として、次順位者を次点者として選定する。

なお、業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束したものではない。第一優先交渉権者との交渉が調わない場合は、次点者と交渉を行う。

(1) 審査・評価項目

項 目	評価点	補正係数	得 点
1 事業者の実績	5・4・3・2・1	2	
2 サイトの機能、使いやすさ	5・4・3・2・1	4	

3 アイデア、ビジュアル	5・4・3・2・1	6	
4 保守・運用等のサポート体制	5・4・3・2・1	4	
5 経済性	5・4・3・2・1	4	
計			100

(2) プレゼンテーションの実施概要 (予定)

- ① 日 時：令和2年5月15日(金) 13時30分から
- ② 場 所：三重県庁8階 第801会議室(津市広明町13番地)
- ③ 出席者：各事業者3名以内
- ④ 所要時間：プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度
- ⑤ その他：プレゼンテーションの順番は参加申込の順とし、開始時間、実施場所等の詳細は別途通知する。また、スクリーンは準備するが、プロジェクター、パソコン等の機器類は事業者が用意すること。

(3) 結果通知

審査結果は、令和2年5月18日(月)に応募事業者に対し、書面及びメールで通知する。
 なお、審査内容、審査結果に関する質問、異議申し立ては一切受け付けない。

(4) その他

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合がある。

10 その他

- (1) 企画提案への参加に要するすべての費用は、事業者の負担とする。
- (2) 事業者選定後、本プロポーザルで提出した経費見積書以上の追加経費は、原則認めない。
 追加経費の必要が生じた場合は、選定を取り消す場合がある。

(別紙 1)

三重県農林水産支援センターが一部準用する「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(抜粋)

なお、三重県の職制については適宜支援センターの職制に読み替えるものとする。

(警察等関係行政機関からの通報に伴う対応)

第 3 条 三重県出納局長 (以下「出納局長」という。) は、三重県警察本部 (以下「県 警本部」という。) から法人等又はその役員等が別表第 1 に掲げる一に該当する者として通報があったときは、三重県物件関係落札資格停止要綱 (以下「落札資格停止要綱」という。) に基づき適切な措置をとるものとする。

(警察等関係行政機関への照会に伴う対応)

第 4 条 契約締結権者は、必要に応じ、法人等又はその役員等が別表第 1 に掲げる一に該当する者か否かを県警本部に対して確認を行うことができる。

2 出納局長は、前項の確認の結果、当該法人等又はその役員等が別表第 1 に掲げる一に該当する者と確認されたときは、前条の規定を準用する。

(契約の解除)

第 6 条 契約締結権者は、受注者が第 3 条又は第 4 条の規定による措置を受けたときは、当該契約を解除することができる。

(不当介入に対する措置)

第 7 条 契約締結権者は、受注者に対し、物件関係契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び契約締結権者に報告を行うことを義務付けなければならない。

2 出納局長は、受注者が前項の警察への通報又は契約締結権者への報告を怠ったときは、落札資格停止要綱に基づき適切な措置をとるものとする。

3 契約締結権者は、受注者が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置を行うときは、県警本部との協議内容を踏まえ、適切な契約期間の延長等を行うものとする。

別表第1（第3条—第5条関係）

- 1 法人等又はその役員等が、暴力団関係者と認められる場合
- 2 法人等又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合
- 3 法人等又はその役員等が暴力団若しくは暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- 4 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合である。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。）
- 5 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）
- 6 法人等又はその役員等が、暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合

(様式1)

みえの県産品ネット販売緊急応援事業にかかるみえの
農林水産応援サイト構築業務プロポーザル参加申込書

令和2年 月 日

公益財団法人三重県農林水産支援センター
理事長 林 敏 一 様

所在地

名称(商号)

代表者(契約権原者)

印

プロポーザル参加責任者

所属・職名

連絡先(電話番号)

「みえの県産品ネット販売緊急応援事業にかかるみえの農林水産応援サイト構築業務」に係る
提案について、実施要領に基づき参加します。

なお、参加するにあたり、下記の事項を確約します。

記

- 1 第三者を介しての営業行為及び貴センター外での折衝はいたしません。
- 2 本業務に関して、他の参加者等と談合等を疑われる協議・行動はいたしません。
- 3 個人情報の保護に関する法律及びセキュリティポリシーを遵守するとともに、貴センターから提供された情報は、他に漏らしません。
- 4 貴センターに対して、不利益となることはいたしません。
- 5 上記事項に違反した場合は、企画提案書等の受領拒否、審査の中止等の措置をされても、異議申し立てをいたしません。

(様式2)

同等ポータルサイト提供・導入実績調書

事業者(ハンダー)名 : _____

導入年月	提供・導入先	サイトの名称及びその内容・特色

(様式3-1)

三農支第 号
令和2年 月 日

事業者 様

公益財団法人三重県農林水産支援センター
理事長 林 敏 一

みえの県産品ネット販売緊急応援事業にかかるみえの農林水産
応援サイト構築業務プロポーザルプレゼンテーションについて

本プレゼンテーションに参加申込いただき厚くお礼申し上げます。貴社を参加事業者に決定しましたので通知します。

つきましては、実施要領に基づく企画提案書等の提出書類を、令和2年5月13日(水) 午後5時までに、当センターへ提出してください。

プレゼンテーションは令和2年5月15日(金)に実施いたします。実施時間等の詳細につきましては、後日、参加申込書に記入いただいているプロポーザル参加責任者様の連絡先に連絡させていただきます。

事務担当
公益財団法人
三重県農林水産支援センター
総務・担い手支援課(稲葉、上村)
電話: 0598-48-1226

(様式3-2)

三農支第 号
令和2年 月 日

事業者 様

公益財団法人三重県農林水産支援センター
理事長 林 敏 一

みえの県産品ネット販売緊急応援事業にかかるみえの農林水産
応援サイト構築業務プロポーザルプレゼンテーションについて

本プレゼンテーションに参加申いただき厚くお礼申し上げます。
貴社につきましては参加資格要件を満たしていないと判断し、参加を見合わせることにしましたので通知します。

事務担当
公益財団法人
三重県農林水産支援センター
総務・担い手支援課（稲葉、上村）
電話：0598-48-1226